

編集 長柄町議会広報編集特別委員会



定例会で決まったこと	14
一般質問（4名）	20

[illegible]

第3回定例会 議案等審議結果一覧

議案名	議員名	結果			金坂	宮坂	佐久間	神崎	高橋	岡部	鶴岡	池沢	本吉	古坂	三枝	柴田
		議決 結果	賛 成	反 対	光 章	陽 一 郎	繁 英	清 美	智 恵 子	弘 安	喜 豊	俊 雄	敏 子	勇 人	新 一	孝
議案第5号	令和6年度長柄町一般会計補正予算(第3号)	原案可決	10	1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	令和5年度決算認定について	継続審査(各常任委員会へ付託)														—
報告第1号	令和5年度長柄町健全化判断比率について															—
報告第2号	令和5年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について															—
報告第3号	令和5年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について															—
議案第10号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案可決	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案可決	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
請願第1号	河川等の整備に関する請願書	継続調査(総務事業常任委員会へ付託)														—
発議案第1号	議会改革特別委員会の設置について	原案可決	11	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

※ ○…賛成、×…反対、欠…欠席、退…退席、除…除斥、議長は裁決に加わらないため「—」で表示



条例の制定および一部改正

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

当町においても精神保健福祉医療を受けている方はこの5年間で約1.3倍に増えており、さらに高齢者の精神保健福祉におけるニーズも高まっていることなどから、専門的なサポートを行うため精神保健福祉士の職を新たに設置することに伴い、条例の改正を行うものです。

議案第2号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により本年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法の被保険者証の返還に係る罰則規定が削除されたため、本条例についても引用箇所の規定整備を行うものであります。

議案第3号 長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

マイナンバーカードと保険証の一体化が現在進められている中で、医療機関では、被保険者資格の確認を、従来の保険証提示から専用の読み取り機を用いてマイナンバーカードを読み取ることで行うようになることから、それに対応した規定に改め、所要の改正を行うものです。

議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合の処理する事務に関する規定について所要の改正を行うものです。具体的には、本年12月2日に被保険者証等が廃止されることにより、「被保険者証及び資格証明書」を「資格証明書等」に改めるものです。

補 正 予 算

議案第5号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第3号）

予算現額に1億2,207万3千円を追加し、補正後の予算総額を43億9,646万1千円とするものです。

主な内容は、物価高騰対策を目的とする地方創生臨時交付金を活用して、本年度に非課税となった世帯及び均等割りのみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円の交付とともに、所得税3万円、住民税1万円の定額減税において、減税しきれない方に対し、1万円単位で差額分を給付する事業を実施していますが、当初の想定より実績見込み額が上回ったため、不足分を増額補正するものです。

同じく、物価高騰対策として、本年度も町民1人あたり3,000円の地域応援券を発行したく、これに係る経費の予算を計上します。

また、新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類への移行に伴い、高齢者等を対象とした個別接種に対する支援策として、予診票などの印刷費、医療機関への委託料を予算計上します。

議案第 6 号 令和 6 年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

予算現額に 92 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 9 億 4,984 万 9 千円とするものです。

主な内容は、令和 6 年度の保険税負担金が増加したことに伴う増額補正とともに、特定健診における検査項目等の変更に伴うシステム改修を行うものです。

議案第 7 号 令和 6 年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

予算現額に 1,044 万円を追加し、補正後の予算総額を 8 億 1,964 万円とするものです。

主な内容は、令和 5 年度の介護給付費等の確定に伴う国、県、支払基金への負担金を返還するものです。

議案第 8 号 令和 6 年度長柄町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

予算現額に 294 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額として、事業収益 1 億 8,592 万 9 千円、資本的支出 6,095 万 9 千円とするものです。

主な内容は、浄化槽の設置基数の増加に伴う現地調査費及び工事請負費となります。

決 算 認 定

議案第 9 号 令和 5 年度決算認定について

令和 5 年度決算認定については、より詳細な審査が必要なため各常任委員会による継続審議となりました。（詳細についての各常任委員会の審査は 10 月 10 日、11 日に実施されました。）

報 告

報告第 1 号 令和 5 年度長柄町健全化判断比率について**報告第 2 号 令和 5 年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について****報告第 3 号 令和 5 年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について**

報告第 1 号から 3 号の用語説明	
健全化判断比率	町の「借金や赤字」と「資金不足」の比率のこと。一定値を超えると財政健全化計画などを策定しなければならない。
資金不足比率	事業を行う上で、どれくらいお金が足りないのかを示す比率のこと。経営が悪化している場合に早期対応できるよう、国が定めたもの。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政の健全化の基準、「早期健全化基準」及び「財政再生基準」並びに「経営健全化基準」を設け、各基準を超えると地方公共団体は各計画を策定し、行財政情の措置を講じることにより財政健全化を図ることになります。

この基準の比率のうち、健全化判断比率については 4 つの指標で表されますが、本町はいずれも国の定める基準以下です。

資金不足比率については、農業集落排水事業特別会計の資金不足はありませんでしたが、浄化槽事業特別会計は 0.1%となりました。これは令和 6 年度から地方公営企業法が一部適用されることにより令和 6 年 3 月までの打ち切り決算となるため、収入の一部が含まれていないことによるものです。

※詳細については、広報ながら No.505（10 月 19 日発行）の 5 ページに掲載しています。

人 事 案 件

議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

現在の委員である與川比佐子氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに山田操氏を任命したく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

現職の委員である佐川和弘氏が、本年9月13日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任したく、議会の同意を求めるものです。

同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員であった加藤士郎氏が本年10月25日をもって任期満了となるため、新たに齋藤栄治氏を任命したく、議会の同意を求めるものです。

請 願

今定例会に次の請願が提出され、本会議での審議の結果、下記のとおり付託されました。

件 名	請 願 者	紹介議員	結 果
請願第1号 河川等の整備に関する請願書	代表 ・株式会社シュトラレーン 代表取締役 渡辺紀美恵 ・山田勝彦 他38名	宮坂陽一郎	継続調査 (総務事業 常任委員会)

議 員 発 議

発議案第1号 議会改革特別委員会の設置について

少子高齢化・人口減少の進む中、二代表制のもとで長柄町議会の果たす役割は、重要性を増しており、住民福祉の向上と民主政治の発展に寄与するため、情報公開・透明性を図り、開かれた議会を目的とし、長柄町議会基本条例第2条第2項4号に基づき、議会の役割を不断に追及し、議会改革に継続的に取り組む必要があるため特別委員会を設置しようとするものです。

あなたも議会を傍聴しませんか

(次回定例会は12月4日(水)からの予定です。)

※当日傍聴を希望される方は、役場3階議会事務局までお越しください。

議会本会議の会議録を長柄町ホームページにて公開していますので、是非ご覧ください。

町民の皆様方のご意見、ご要望等ありましたら議会事務局までご連絡いただければ幸いです。

問い合わせ先 議会事務局 ☎ 35-2438

決算監査報告（要約）

令和5年度長柄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、財産に関する調書及び基金に関する調書等の関係帳簿書類を8月19日、20日、21日の3日間で実施しました。

審査の結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により出納証書類と照査の結果、決算は計数に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出全般についての予算執行も適正に処理され、その執行実績についても所期の目的に沿い、住民福祉の増進が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利及び基金について、それぞれ調書の計数と財産台帳、備品台帳、預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

なお、決算の規模は前年度と比較すると、歳入歳出は共に減となっていました。

今後とも物価高騰の中にあり、経済や生活への影響を予測することは困難ですが、税の公平性を確保し、未収金発生の防止及び県との連携等による早期回収と納税の利便性向上に資する取り組みに引き続き努力いただきたい。

また、財政運用に関しては効果的な支出、行財政改革の推進及び地方自治法に規定されている「最小の経費で最大の効果」を挙げられるよう努めていただきたい。

次に各種補助金等の交付にあっては、町が実施する施策の補完的な位置図家である補助金の「効果の見える化」や「他の事業等との連携」を検討し、要綱・規約等を遵守して、公平性・透明性を確保し、費用対効果の検証を適切に行っていただきたい。

契約事務については入札の透明性・公平性を確保し安易に随意契約をすることなく法令等を遵守して、経費の削減に努め、早期発注により工期を確保し、繰越事業の縮減に努力されたい。事業執行においては各種電算システムの仕様を有効に使い、事務処理の効率化により正確で迅速な住民対応を継続していただきたい。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と各特別会計を合わせた連結実質赤字比率は各会計の実質収支に赤字が生じていないため該当がございません。

実質公債費比率は、標準税収入額等の増加により、前年度と比較し増加しました。

将来負担比率は、充当可能財源等の取り崩しが少なかったことにより該当が無しとなっておりますが、今後は公民館建設事業等で発行した地方債の償還の開始で負担比率等は持続的に上昇することが推測されます、事業実施にあたっては、償還に伴い交付税措置される有利な起債等を取り入れることに努めていただきたい。

いずれの数値も早期健全化基準より低い数値となっていることから、本町においては健全な財政運営がなされていると認められました。

最後に人口減少により町税をはじめとした一般財源の総量の確保が厳しくなる見通しであることから事業執行に合わせた財政計画を立て、引き続き健全な財政運営をお願いいたします。

長柄町監査委員 白井 民夫
岡部 弘安

鶴岡 喜豊 議員（一問一答方式）

1. 鳥獣被害防止総合対策交付等要綱及び宮農組合の意義について

問 議員

①鳥獣被害防止交付要綱の電柵設置事業は、自治会からの申請により事業を実施すると聞いたが、鶴谷東部自治会の電柵設置事業の補助金交付と内容を伺います。

②鶴谷東部自治会の電柵設置事業の検査の結果・効果について伺います。

③宮農組合の存在価値・重要性を伺います。

答 町長

①鳥獣被害防止施設である電柵の設置は、農作物への鳥獣被害を防止するための効果的な手段の一つであり、鶴谷東部地区の鳥獣被害防止施設については、令和元年度に国の交付金を活用して整備され

ました。

補助金の交付先ですが、自治会ではなく、町鳥獣被害防止対策協議会に交付されたものであり、延長は約5、500m、設置面積は約13haでございます。

②検査につきましては、町鳥獣被害防止対策協議会において柵を購入した時点及び設置後の現地確認の2回行っており、効果については、雑草の管理など、電気柵の十分な性能を発揮できるよう適切な管理がされた条件下においては、かなりの対策効果が出ているものと承知しています。

③宮農組合は地域の農業者が協力し、農業生産に共同で取り組む、いわゆる集落宮農の一形態であり、従事者の高齢化による離農者の農地を借り受けるなど、本町の農地保全の点から欠くことのできない組織であると認識しております。

2. 長柄町の普通財産及び水上小学校の跡地について

問 議員

①田代地先・鶴谷地先の町有地及び水上小学校の跡地の現況を伺います。

②田代地先・鶴谷地先の町有地及び水上小学校の跡地の管理状況を伺います。

答 町長

①田代地先については、平成22年に民間企業から約34haの寄付の申し出を受けたものであり、当該地については、千葉県立笠森鶴舞自然公園第3種特別区域に該当し、これまで土地の有効活用のため、平成25年度に当該地の実態調査を実施し、土地の活用方法の検討を行うとともに県に対し自然公園区域からの除外要請なども行いましたが、できない旨の回答を受けたところであります。また、これまで同地に関心を示した事業

す。

者から競走馬の練習場やアスレチック施設、ペット霊園など、様々な提案がなされましたが、いずれも自然公園の問題から実現には至らなかったものであります。

次に鶴谷地先の普通財産についてですが、当該地は、5筆約4、200㎡あり、これまで、事業用地を求める企業等からの候補地の1つとして紹介をさせていただいております。しかしながら、日照状態や道路面との高さの違いなどの理由から未だ契約に至っていない状況であります。早期の処分を進めていきたいと考えております。

次に旧水上小学校につきましては、この6月の事業者（株式会社ミケン）との面談では、年内中の建物の解体に着手すべく、準備に入った旨の報告を受けており、今後の一定の方向性が示されたところであります。また、面談の中で、大手お菓子メーカーから容器の製造を完全受注し、既存工場の容量では対応出来

ないことから、新工場は、ますます必要不可欠であるため、当該地の利用計画を推し進める考えは全く変わらないうの姿勢を伺ったところであり、今後も定期的な協議を重ね引き続き早期建設を求めてまいります。

②鶴谷地先の町有地につきましては、年2回の除草作業を委託し、管理を行っております。

田代地先につきましては、定期的な除草作業等特に管理は行っておりません。

旧水上小学校跡地につきましては、株式会社ミケンの所有地となっておりますので、自社管理をしていただいている状況であります。

本吉 敏子 議員（二問一答方式）

1. 子育て応援事業について

問 議員

- ① 子ども家庭センター。
- ② 出産状況・費用
- ③ 新生児支援金事業。
- ④ ベビー用品の無料レンタル
- ⑤ 電子母子手帳アプリの導入
- ①～⑤について伺いたい。

答 町長

- ① 令和3年1月から「子育て世代包括支援センター」なごらっ子」を設置し、妊娠・子育て相談、新生児全戸訪問、産後ケア、母子保健などを展開している。令和7年4月の正式なセンター開設に向け準備をしている。
- ② 昨年度は17件、今年度は現時点で6件。出産費用については、出産形態の違い等により個々に異なり、全国的な平均値で48万2千円と聞いている。近隣地域では、出産に要

する費用は、50万から67万程度と伺っている。

- ③ 国の子育て支援策である「出産応援ギフト5万円」「子育て応援ギフト5万円」は現金支給を行っており、町独自事業として、出生時に「子育て支援金支給事業」として5万円を支給し、妊娠から出産までの間に計15万円を支給している。
- ④ 町として無料レンタルを行うことは考えていない。
- ⑤ 令和7年4月の導入を目指して検討を進めています。現状では、アプリに対応していない医療機関が多いため、従来の紙の母子手帳と併用となる見込みです。

2. 体育館・武道館のエアコン設置について

問 議員

記録的な猛暑が続いていることや、体育館においては授

業、部活動で使用するほか、災害時の避難所となっていることから、体育館や武道館にエアコン設置の考えを伺いたい。

答 教育長

本町では、普通教室及び特別教室への空調設備の整備を完了しています。

体育館につきましては未設置であり、大型扇風機等を活用し、併せて適切な水分補給等について指導を徹底しています。災害発生時において避難所としても利用されることから空調設備の必要性については認識をしており、関係機関と連携し進めていきたい。

武道館は、指定避難所ではなく、利用者等からエアコン設置の要望はないが、必要性については、体育館と同様に認識をしている。

3. 防災・減災対策について

問 議員

- ① 災害協定の状況
- ② ペットの同行避難

- ③ 指定避難所の自動発電機
- ④ 災害時に孤立する可能性のある集落への支援
- ⑤ 個別避難計画
- ①～⑤について伺いたい。

答 町長

- ① 現在協定数は35件で、新たな協定として、東京都品川区と災害時の協力協定や町内のスポーツ合宿事業者及び宿泊業者と宿泊施設等の提供に関する協定締結に向けて、協議を進めている。
- ② 過去の災害で、相談を受け、車の中で避難させることで特に問題はなかった。原則、屋外となりますが、各避難所の状況により、スペースの確保や啓発等に努めてまいりたい。
- ③ 現在その機能を有している施設は公民館のみであり、災害時には自立型電源で補い、電力・水・照明などを確保することとしています。また、令和元年9月の台風による停電の経験から、非常用電源として効果的だったことから2

台のEV車を保有している。

- ④ 本年元日に発生した能登地震を受けて、県が調査した結果として報道がされ、まだ具体的な地域内の調査には至っておらず、今後、実態と要望等を確認したうえで地域防災の充実につなげてまいりたい。
- ⑤ 国から令和8年度末までに策定を完了するよう努力義務を定めており、個別避難計画が必要となる方々について地域の実情に即した基準を設け、協議会を立ち上げたうえで、町民の安心安全につなげてまいりたい。

問 議員

組織機構の見直しを實行し、危機管理体制の強化として、管理課のような部署の機構改革を提案します。

答 総務課長

今年度中に災害対応の能力を向上させることを念頭に防災危機管理部門部署の設置に向け、調査や内部で検討を進めたい。

高橋 智恵子 議員（一問一答方式）

1. 学校における部活動地域移行について

問 議員

①小中学校における部活動の現在の活動状況をお聞きしたい。

②教師の部活動が公務へ支障をきたすとあるが長柄の現状をお聞きしたい。

③部活動における教師の専門性はどうか。

④中学校吹奏楽部の地域移行の状況をお聞きしたい。

⑤保護者への周知は行っているか、反応はどうか。

⑥今後の取り組みをお聞きしたい。

答 教育長

①小学校では、陸上競技部のみ、4月から6月の陸上競技大会当日までの約2か月間、期間限定で活動しております。活動時間はバスの時間の関係もあり、放課後1時間程度となっております。

中学校では、吹奏楽部、卓球部、ソフトテニス部、サッカー部、野球部の5つの部活動が、火曜から金曜日までの4日間、放課後2時間程度、そして、土曜か日曜日のどちらか1日、3時間程度活動しています。

②学校部活動が教師に及ぼす影響として、長時間の部活動が、心身への負担などに繋がっていると感じる教師もおります。そこで長柄町でも「部活動の方針」を作成し、「1日の活動時間は長くとも2時間程度とする」「平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基準とする」ことを示し、校長会等で教職員の働き方改革を進めるよう指導しており、時間外勤務が当たり前のような状況から脱却し、教師の負担軽減につながっております。

す。

今後とも教育委員会として、公務へ支障をきたさないよう、複数の顧問を配置するなど、教職員に指導することを継続してまいります。

③顧問がその競技の経験者でない場合が多いです。その場合、各部の顧問が独自で工夫して、生徒と共に学びながら指導しておりますが、長柄中吹奏楽部のように外部講師に依頼することで、成果をあげている例もあります。

④昨年度から長柄中吹奏楽部の休日の部活動は、ゴーシュ音楽院さんの御協力のもと、活動しております。プロの演奏家から直接指導が受けられることで、生徒も保護者も歓迎する声が多いです。さらに、専門性のない教員の負担軽減にもつながっており、教職員にも良い影響を与えております。スタートから1年半が過ぎ、来年度以降の活動について、他の部活動もあわせてどうするか関係機関と協議中です。

⑤現在、小中学校の全教職員への説明を終え、今月中に行われる第2回学校運営協議会で委員の皆様説明し、協力を依頼します。さらに、保護者と子どもたちに説明をし、アンケートをとり、より多くの意見をいただきたいと考えております。

⑥県の方針に則ると、令和7年度末までに吹奏楽部以外でも1つの部活動を地域移行へ、さらに令和8年度末までに、可能な限り、残りの全ての部活動の休日地域移行を目指します。

そのために、町内で活動している関係団体および保護者との連携協力により、実現を目指してまいります。

宮坂 陽一郎議員（一問一答方式）

1. 町内道路の安全面 及び景観面での維持管理に関して

問 議員

①草が生い茂り歩道が歩けないような状況となり景観も損ねている主要な通学路について「安心安全な町づくりをする、県や国に強いパイプで未来を守る、町民を守る」と町長はスローガンで掲げているので、そのパイプを生かして県にも働きかけていただきたいが考えを伺う。

②町民から、要望を挙げても予算がないと言われることが多々あるとの声があるが、町内道路の維持管理に関する対策要望箇所に対する対策実施箇所のギャップについて伺う。

③「いろんな情報をオープンにしていこう」という町長の大方針があるが、道路の維持管

理に関する作業・工事の対象箇所情報とスケジュールをオープンにしない理由を伺う。

④町内で発生した交通事故のデータを町ではどのように管理されているのか。町内で起こっている事故は詳細まで把握する必要があると思うが状況を伺う。又、例えば通学路に関して通学時間帯速度制限や進入禁止にするなど、公安委員会に要望を出しているのか伺う。

答 町長

道路管理者として、町が管理する道路が常に良好な状態を保ち、交通の安全かつ円滑化を図れるよう引き続き努めております。

答 建設環境課長

①道路のパトロールについては、道路が常に良好な状態が保てるよう、道路の異常や不法行為、交通に支障となるもの

のを発見するために実施するものであり、現在町が管理する法定道路計約350kmを主にパトロールを実施すべき路線としている。台風や地震等の異常気象により交通に支障をきたす恐れがある際はパトロールを実施し、日常の業務中も町道を利用する際は注視しているが、作業の根拠となる要綱や要領などは設けていない。

②令和元年度は、対策要望箇所数87、実施箇所数は39、令和2年度は、対策要望箇所数106、対策実施箇所数63、令和3年度は、対策要望箇所数106、対策実施箇所数47、令和4年度は、対策要望箇所数113、対策実施箇所数53、令和5年度は、対策要望箇所数107、対策実施箇所数43。対策要望箇所数及び対策実施箇所数は紙面に残しているものである。対策実施箇所数は、建設環境課において発注した業務や工事及び職員が現地で対応したものの数であり、対策実施箇所

以外の対策要望箇所については、精査の結果、千葉県等の他の団体が実施すべき案件や、協議の結果、自治会や土地所有者に対し改めてご依頼をしたものの、経過観察とさせていた案件などがある。予算がない場合は補正予算もしくは次年度予算という形で対応している。

③年間で100件前後の作業や工事の依頼があり、出来る限り速やかに対応し、時間を要する場合などはご依頼者様に対しご連絡しご理解いただきながら対応している。また、依頼のあった件についてのお問合せは毎年数件あるが、公表していないことでの指摘をいただいたことはない。従って、作業の内容や工事箇所の情報、そのスケジュールを改めて公表する考えはない。

④事故は警察が日常管理をしているため、町では承知していない。道路の改良などの際は県から指示がある事もある。要望書については、承知していない。

2. 本会議等における 質疑応答結果のフォロー に関して対応状況をホームページで 公開について

問 議員

実施時期を伺いたい。また、何年前まで遡って質疑応答結果の対応状況を公開するのか、その理由も含めて伺いたい。

答 町長

質疑応答結果のフォローにつきましては、前回6月に答弁したとおり、役場内グループウェアで管理、共有する方向で今進めております。それをどのように「見える化」するかにつきましては、今後の課題として検討してまいります。